

奈良県告示第二百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十六年十月三日

奈良県知事 荒井正吾

名称	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	名称	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	居宅サービスの種類	指定年月日
	名称			所在地		
株式会社 サンドリ ームあき おか	生駒市南田原 町一二五五― 五	社会福祉 法人黒滝 村社会福 祉協議会	吉野郡黒滝村 大字寺戸一八 七―二	ケアサポ ートサン ドリーム あきおか	訪問介護及び介 護予防訪問介護	平成二十六 年六月二十 日
社会福祉 法人黒滝 村社会福 祉協議会	吉野郡黒滝村 大字寺戸一八 七―二	社会福祉 法人黒滝 村社会福 祉協議会	吉野郡黒滝村 大字寺戸一八 七―二	短期入所生活介 護及び介護予防 短期入所生活介 護	短期入所生活介 護及び介護予防 短期入所生活介 護	平成二十六 年七月一日